

金融商品取引業新規登録手続きについて

金融庁・財務局
令和元年8月5日

金融商品取引業の登録について①

令和元年8月5日
金融庁・財務局

登録について

- 総合取引所において引き続き商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等の業務を行うためには、金融商品取引法(以下「法」という。)第29条に基づく第一種金融商品取引業の登録が必要となります。
- 登録審査は財務局が行います(金融庁ではありませんのでご注意ください)。なお、登録審査を行う財務局は、本店所在地を管轄する財務局となります。

※本店所在地が東京都の場合は関東財務局、大阪府の場合は近畿財務局、愛知県の場合は東海財務局、がそれぞれ審査を担当いたします。

概要書の提出

- 財務局まで概要書(別紙)をメールにてご提出頂きます。財務局では内容を確認の上、質問・確認等いたしますので、適宜修正等して頂きます。

※概要書(word形式)は財務局にてお渡しいたしますので、審査を担当する財務局までお申し出下さい。

- 概要書(第一版)は8月末日までに電子メールにてご提出ください(添付書類は9月末日まででも可)。なお、財務局に提出する際は、日証協、JPX(日本取引所自主規制法人、日本証券クリアリング機構)にも同時に提出頂きます(同じメールで送付可)。概要書の審査は本年中に終わることをメドとしておりますのでご協力をお願いいたします。

※審査の迅速化を図るため、日証協、JPXでも同時に概要書の質問・確認等を行います。

登録申請書の提出

- 概要書の審査が終わると、概要書の最終版をご提出頂き、その後、正式に登録申請書を提出して頂きます。審査後、登録された場合は、金融商品取引業者登録簿に登録される(法第29条の3第1項)とともに、その旨書面にて通知します(法第57条第3項)。

仲介業について

- 既に金融商品仲介業者として登録している場合、そのままでは第一種金融商品取引業の登録ができません(法第66条)。詳しくは登録をしている財務局までご相談ください。

金融商品取引業の登録について②

令和元年8月5日
金融庁・財務局

添付書類

- 誓約書
 - 業務の内容及び方法を記載した書面
 - ✓ 業務運営に関する基本原則
 - ✓ 業務執行の方法
 - ✓ 業務分掌の方法
 - ✓ 業として行う金融商品取引行為の種類
 - ✓ 苦情の解決のための体制
 - ✓ 第一種金融商品取引業を行う場合として次に掲げる事項
 - ◆ 取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類
 - ◆ 損失の危険の管理方法
 - ◆ 有価証券等管理業務を行う場合の法第43条の2から第43条の3までの規定による管理の方法
 - ◆ 有価証券関連業を行う場合の業等府令第70条の4第1項各号に掲げる措置に関する事項
 - 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
 - 役員及び重要な使用人の履歴書
 - 役員及び重要な使用人の住民票の抄本
 - 役員及び重要な使用人が法第29条の4第1項第2号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(これに代わる書面)
 - 役員及び重要な使用人が法第29条の4第1項第2号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
 - 特定関係者の状況を記載した書面
 - 定款
 - 登記事項証明書
 - 最終の貸借対照表及び損益計算書(関連する注記を含む)
 - 純財産額を算出した書面
 - 主要株主を記載した書面
 - 自己資本規制比率を記載した書面
- (※) 引き続き商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等を行う業者には経過措置が設けられていますが、商品先物取引法に基づく純資産額規制比率とは一部計算方法が異なりますのでご注意ください。

- これ以外の資料が必要となる場合があります。
- 社内規定等は既存のまま、あるいは修正することで問題ないことがあります。
- 詳細につきましては担当財務局までご相談ください。

金融商品取引業の登録について③

令和元年8月5日
金融庁・財務局

金融庁・財務局の連絡先

○金融庁監督局証券課 ☎03-3560-6000(内線:2662) 担当:原田、武田、高橋

登録に関するお問い合わせは各財務局となります。

○関東財務局理財部証券監督第一課 ☎048-600-1155(直通)

担当:竹安、五十嵐(syou.kan1@kt.lfb-mof.go.jp)

関東財務局東京財務事務所理財第六課 ☎03-5842-7016(直通)

担当:臼谷、立川(5rizai.tokyo@kt.lfb-mof.go.jp)

※データの提出は本局と東京財務事務所両方に送付願います。

○近畿財務局理財部証券監督第一課 ☎06-6949-6367(直通)

担当:井上、羽賀、小川(kinzai_syoukenkantoku_1@kk.lfb-mof.go.jp)

○東海財務局理財部証券監督課 ☎052-951-2498(直通)

担当:上野、渡邊、奥村(tkz0553@tk.lfb-mof.go.jp)

【提出の際の注意】

資料(概要書等)を提出する際は、担当財務局(関東財務局のみ本局と東京財務事務所の2か所)+日本証券業協会+JPX(日本取引所自主規制法人+日本証券クリアリング機構)の4か所にご提出をお願いします。

日本証券業協会の連絡先

総務部 ☎03-6665-6800

担当:山崎、幡豆、菊田、坂本、奥村(jsda-shinki@wan.jsda.or.jp)

日本取引所自主規制法人の連絡先

審査部 ☎050-3377-7245(直通)

担当:中村(sh-nakamura@jpx.co.jp)、茨田(y-barada@jpx.co.jp)

日本証券クリアリング機構の連絡先

清算リスク管理部 ☎050-3361-1789

担当:嶋原(m-shigihara@jpx.co.jp)、田辺(osamu-tanabe@jpx.co.jp)

金融商品取引業（第一種金融商品取引業）（新規）登録申請会社の概要について
 （商品関連市場デリバティブ取引のみを登録する者専用）

（ふりがな）（ ）
会社名
英字商号
所在地（外国法人の場合は国内支店） ※社名・号等も記載すること。また、レンタルオフィス等である場合には、その旨記載すること。
〒
所在地（英字表記）
連絡先（担当者名）
TEL
FAX
E-Mail

1. 会社の概要等

(1) 会社設立日（支店・営業所・コールセンター等の設置日）

年 月 日 （ ） 年 月 日

※変更登録の場合は登録番号及び登録日を記載する。

(2) 業務開始予定日

令和2年7月0日（予定）

※登録後、実際に業務開始を予定している日を記載すること。

(3) 資本金 億円

※申請中又は登録後に増資を行う場合は、増資後の金額及び日付を記載すること。

(4) 主要株主①（法第29条の4第2項に規定する主要株主）

(株主名)	(保有議決権数 ／保有比率)	(自己保 有分)	(特別の 関係者保 有分)	(当社との関係・業種・職業等) ※細則法上の持株会社である場合はその 旨記載すること。
①				
②				
③				
④				
⑤				

※個人の場合は履歴書（署名、押印は不要）及び住居票の抄本（本籍地の記載されたもので、マイナンバーが不記載又は復元できない

程度に黒塗されているもの。以下同じ。）又はこれに代わる書面を、法人等の場合は沿革等を記載した書面及び代表役員の履歴書及び住居票の抄本又はこれに代わる書面を添付すること。主要株主に該当するか判断する際には、同条第4項により保有しているときなされる対象議決権についても留意すること。必要に応じて、上記関係の分かる資本関係図を添付すること。主要株主に組合が含まれる場合には、その組合における各出資者についても特別の関係を書き添えた保有状況を説明し、該当者がいない場合にはその旨記載すること。外国に所在する場合はその国名も記載すること。

(5) 主要株主②（議決権保有上位10者）（総議決権数（ ））

①	(株主名)	(当社との関係)	(持株比率)	(業種・職業等)
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

※当社及び主要株主のグループ資本関係相関図を添付する。外国に所在する場合はその国名も記載すること。

※「当社との関係」には、「当社株主」以外の関係（例えば、取引先、役員・役員職族など）を記載すること。

(6) 役員（非常勤の役員は役職名左に※を付ける。）

(役職名)	(氏名)	(主な経歴・前職・兼職等)
		別添履歴書のとおり

※個人の場合は履歴書（署名、押印は不要）を、法人等の場合は沿革等を記載した書面を添付すること。なお、役員には会計参与を含む。兼職先が法第31条の4第3項及び第4項に規定する親法人等又は子法人等に該当する場合には、その旨記載すること。

(7) 政令で定める使用者

(役職名)	(氏名)	(主な経歴・前職・兼職等)
		別添履歴書のとおり

※履歴書（署名、押印は不要）を添付すること。

(8) 加入する基金（基金加入の進捗状況を記載）

(9) 加入する取引所（予定含む）

- 11号業務 ()
- 12号業務 ()
- 13号業務 ()
- 14号業務 ()
- 15号業務 ()
- 16号業務 ()
- 17号業務 ()
- 18号業務 ()

② 兼業・承認業務

※免許、許可又は登録を受けているときはその番号等を業務毎に記載すること。兼業を継承しているときは、事業毎に既設の業務比率を記載すること。兼業・承認別に記載すること。

(2) 業務の方法

① 業務の形態、顧客層、開拓方法等、口座開設、商品の勧誘、取引の受託・取次ぎ方法等 ※上記(1)①に記載された業務の種類ごとに記載すること。
※記載した内容を確認できる業務方法書及び添付書類を提出すること。

(例)

〇〇〇〇業務 (金融商品取引法第2条第8項〇号)
(新規登録及び加入以前から営んでいる業務かどうか) ※新規登録及び加入以前から営んでいる業務かどうか記載する。
(業務の形態) ※片面・インターネット等
(顧客層)
(開拓方法) ※どの部署がどのように行うのか具体的に記載する。
(口座開設、商品の勧誘、取引の受託・取次ぎ方法、取扱商品の具体的な内容等) ※手続きフローを一別紙にて添付する

② 取次ぎ母店

(3) 登録業務の種類

① 業務の種類 (法第2条第1項から第6項のうち、新たに行う業務を塗りつぶすこと。【7面】
※変更登録の場合は現在行っている業務にもチェックを入れること。
□1号業務 ■1号の2業務 □2号業務 □3号イ業務 □3号ロ業務 □3号ハ業務 □4号業務

(10) 加入する協会 (協会加入の進捗状況についても記載すること。)

(11) 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関

(12) 主要取引銀行
銀行 支店

(13) 決算月

2. 経営計画、業務計画等

(1) 金融商品取引業への参入目的

※今までに行ってきた業務等を踏まえて、参入に至ったその目的を以下の項目に従い具体的に記載すること。

- ① 沿革 (〇年〇月創業、〇年〇月商品先物取引業開始、〇年〇月東京商品先物取引所加入 ...)
- ② 現在の主な業務内容 (商品先物取引法に定める商品先物取引業、〇〇業 ...)
- ③ 所務業務内容 (金融法に定める商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等及び商品関連市場デリバティブ取引についての有価証券等管理業務)
- ④ 参入に至った目的：金融法のもと、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を行うため。

(2) 経営計画・業務計画等

※別紙様式にて作成した、登録後3年程度の長期可能性を鑑みた具体的な取次ぎ思込 (申請業種が複数ある場合は、業種別の取次ぎが分かるように記載) とその算定根拠及び自己資本規制比率の推移を添付すること (收支見込み、算定根拠及び自己資本規制比率の推移は記載要領に基づき作成すること)。
なお、資本金額、総財産額又は自己資本規制比率が法定金額又は比率を2回に上回らない場合には実現可能性を鑑みた増資計画等の維持策を添付すること。

3. 業務内容、業務の方法等

(1) 業務内容

① 金融商品取引業務 (法第2条第8項各号のうち行おうとする業務を塗りつぶす)

※業務ごとに取り扱う金融商品取引行為の種類をカッコ内に記載すること。(スキーム図も添付)

- 1号業務 ()
- 2号業務 ()
- 3号業務 ()
- 4号業務 ()
- 5号業務 ()
- 6号業務 ()
- 7号業務 ()
- 8号業務 ()
- 9号業務 ()
- 10号業務 ()

	別添履歴書のとおり
	別添履歴書のとおり
	別添履歴書のとおり

※該当者が多数の場合には、各部署の責任者等まで記載すること。

③内部管理統括責任者(役職名、氏名)等 ※金融先物取引業協会が定める内部管理担当役員等を含む。

役名	氏名	日本証券業協会の内部管理責任者資格※の有無	日本商品先物取引協会の内部管理責任者資格の修了日
		【会員内部管理責任者資格】 無	(年 月 日)
		【特別会員内部管理責任者資格】 有 (年 月 日)	(年 月 日)

(注1) 履歴書を添付すること。

取締役以外の者が就任する場合には、内部管理責任者資格を有していることが必要となる。
(注2) 資格の有・無のどちらかに○をし、有の場合には、資格取得年月日を記載すること。

④内部管理統括補助責任者(役職名、氏名)

役名	氏名	日本証券業協会の内部管理責任者資格※の有無	日本商品先物取引協会の内部管理責任者資格の修了日
		【会員内部管理責任者資格】 無	(年 月 日)
		【特別会員内部管理責任者資格】 有 (年 月 日)	(年 月 日)

(注1) 配置する場合のみ記載し、履歴書を添付すること。

(注2) 資格の有・無のどちらかに○をし、有の場合には、資格取得年月日を記載すること。

⑤内部管理責任者等(役職名、氏名)

営業単位が複数ある場合は、下に同じ欄を設けて追加記載すること。

営業単位の名称 (名) (注2)	役名	氏名	資格の有無 (注1)	日本証券業協会の内部管理責任者資格(特別会員内部管理責任者資格を含む)取得日等	日本商品先物取引協会の内部管理責任者資格研修の修了日
			有・無	試験の種類; 営・内 資格の種類; 会員・特別	年 月 日
	内部管理責任者				

- 有価証券等管理業務
- 第二種金融商品取引業 ※取扱い有価証券等の種類を記載すること。
- 投資助言・代理業
- 投資運用業

②該当業務【11面】

- 有価証券関連業
- 電子取引基盤運営業務
- 商品関連業務
- 商品投資関連業務
- 令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るもの
- 令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るもの
- 競走用馬投資関連業務
- 令第194条の6第2項各号に掲げる行為
- 不動産信託受益権等売買等業務
- 不動産関連特定投資運用業
- 特定引受行為
- 特定有価証券等管理行為

(4)店頭デリバティブ取引業務

※該当がない場合、「該当なし。」と記載すること。

- ①カバー先について(予定しているカバー先を全て記載する)

- ②媒介、取次ぎ又は代理を行う場合は、その媒介等先と当社との関係

4. 内部管理体制

(1)組織

①人員の配置、採用計画

従業員数 名(常勤) 名(非常勤) 名(非常勤)

(文章で説明するとともに、営業開始時の政令で定める使用人、部署ごとの責任者名及び配置数を記載した組織図を添付)

②常勤従業員のうち当社の行おうとする金融商品取引業務(注)3年以上経験者

※3年以上の経験を有していても、直接的にはその業務を行わない部署に所属していた場合や現在その業務を行っていない場合等には、当社の行おうとする業務に関して十分な知識及び経験を有する者であることの説明を記載すること。
(注) 商品関連市場デリバティブ取引取次等のみを行う場合には、当該業務の経験を記載する。
(業務の詳細(部署含む)を記載した履歴書を添付する(役員でない者も添付)。

(役職名)	(氏名)	(金融商品取引業務等経験を該当期間が分かるように記載)
		別添履歴書のとおり
		別添履歴書のとおり

役名	氏名	資格の有無 (注1)	日本証券業協会の内部管理責任者資格(特別会員 内部管理責任者資格を含む)取得日	日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修の修了日
			資格の種類;会員・特別資格の取得日	年 月 日

(注1) 有・無のどちらかに○をし、有の場合には、資格取得年月日を記載し、履歴書を添付すること。
無い場合には、右の資格取得日等欄に、保有している外務員資格の種類及び取得年月日を記載すること。

(注2) 営業単位の欄の括弧内にはそれぞれの営業単位における所属人数を記載すること。

(2) 電算システム、事務管理、担当者の所属部署及び氏名等(後ろに()で責任者の役職名と氏名を記載すること。)また、配席図を添付すること。

①帳簿書類・報告書等の作成、管理

担当：
担当者数：

②ディスクロージャー

担当：
担当者数：

③顧客資産の分別保管

(信託の方法)

- 信託保全：(信託会社等の名称：)
- 基金分離預託
- 銀行等保証(銀行等の名称：)
- 基金代位弁済

(算定) 担当：
担当者数：

(運営) 担当：
担当者数：

(検証) 担当：
担当者数：

④リスク管理(担当者の知識・経験等を踏まえ、自己資本規制比率の算定・検証等を適切に行うことが出来る体制となっていることを記載すること。)

(算定) 担当：
担当者数：

(検証) 担当：
担当者数：

⑤電算システム管理(自営か委託を選択)

*システム障害等発生した場合の対応について、具体的に記載する。

(自営・委託) 委託先：

担当：

担当者数：

⑥売買管理・取引審査(管理・審査方法を詳しく記載すること。)

担当：

担当者数：

⑦顧客管理(顧客情報の管理方法や適合性の原則の遵守、不招請勧誘(店頭デリバティブ取引に限る)、電話や対面による直接勧誘(電子募集取扱業務に限る)等、法令違反を防ぐための顧客管理方法について詳細に記載すること。)

担当：

担当者数：

⑧広告審査(ホームページを含む)

担当：

担当者数：

⑨一般顧客からの照会窓口

担当：

担当者数：

⑩苦情・トラブル処理(苦情・紛争等処理方法を詳細に記載すること。)

担当：

担当者数：

⑪従業員の研修等(法令遵守等に関する研修等の計画を記載すること。)

担当：

担当者数：

⑫内部監査(内部監査計画について具体的に記載すること。)

担当：

担当者数：

⑬外部監査の有無（監査結果に対する当社の対応フローについて具体的に記載すること。）

有・無 委託先：（会計監査）（システム監査）（その他）

⑭オフサイトモニタリング

担当：

担当者数：

⑮社内規則の管理（協会規則の改正等の通時の把握や社内規則の見直しにかかる態勢を含めて記載すること。）

5. 弊害防止措置等

2 以上の種類の業務を行う場合、その他業務を行う場合又は親法人等又は子法人等が関与する行為に係る禁止行為等についての弊害防止措置等を具体的に記載すること。

※親・子法人等と兼職している役員がいる場合、非公報情報の要領・提供の禁止規定に抵触しない方針をとっていることの説明を記載すること。

6. 社内規則等の整備状況等（法第35条の3、業府令第70条の2第1項）

金融商品取引業等を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるもの）の名称一覧を添付したうえで、当該規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置を記載すること。

① 業務方法書

② ●●規程

③ ××規程

7. 特記事項（増資予定・役員及び所在地の変更等）

特記事項がある場合は、具体的に記載する。

登録後3年間の収支計画等【記載要領】

1. 全体

① 百万円単位で記載し、単位未満は切り捨てること。
ただし、自己資本規制比率は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記入すること。

2. 収益について

① 1つの勘定科目に、複数の業務に係るものが計上されている場合は、業務毎に分けて記載すること。

（例）「委託手数料」に有価証券関連業に係る収益と商品先物取引に係る収益が混在している場合は、行を追加し、それぞれの業務毎の収益を記載すること。

② 各勘定科目の算定根拠を記載したもの（以下、「算定根拠ペーパー」という。）を添付すること。（任意様式）
算定根拠ペーパーには、算定の基となった数字（顧客数、取引金額、預かり資産残高など）を明示するとともに、算定の基となった数字の根拠を記載すること。
既存業務は、実績値を踏まえて算出し、実績値から増加、減少している理由を記載すること。

③ 勘定科目の名称だけでは内容がわからない収益（その他の受入手数料、金融収益、その他の営業収益など）は、算定根拠ペーパーに内容を記載すること。

3. 費用について

① 実績値を踏まえて算出すること。

② 前年度に比べて、大幅な増減がある場合は、その理由を算定根拠ペーパーに記載すること。

③ 「金融費用」の主な内容とその金額を算定根拠ペーパーに記載すること。

④ 「販売費・一般管理費（その他）」の主な内容とその金額を算定根拠ペーパーに記載すること。

4. 営業外収益・特別損益について

① 営業外収益や特別損益がある場合は、その内容と金額を算定根拠ペーパーに記載すること。

5. 純財産額について

① 金融商品取引業等に関する内閣府令第14条に記載の方法（※）により算出すること。

（※）貸借対照表の資産の部（負債の部－金融商品取引責任準備金－他に行っている業務に係る法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の性質を有するもの）

② 登録後3年間で増資の予定がある場合は、当該増資を加味した純財産額を算出すること。

③ 登録後3年間の純財産額が最低純財産額を大幅に上回らない場合は、実質可能性に鑑みた増資計画等の維持策を概要書又は算定根拠ペーパーに記載すること。

6. 自己資本規制比率について

① 登録後3年間の自己資本規制比率が200%を下回っている場合は、実質可能性に鑑みた増資計画等の維持策を概要書又は算定根拠ペーパーに記載すること。

② 市場リスクと取引先リスクは、主な内容を算定根拠ペーパーに記載すること。

③ 平成26年3月11日時点で既に商品先物取引業者であった者で、かつ、第一種金融商品取引業のうちの商品関連市場デリバティブ取引のみを行う者には、控除資産については、特例措置（金融商品取引業等に関する内閣府令附則（平成28年内閣令11）第4条）により、商品先物取引法に基づく純資産額規制比率と同じ計算方法で算出することができる。
ただし、控除資産以外（リスク相当額など）については、金融商品取引法の規定に従って計算する必要がある。このため、純資産額規制比率の計算方法と全く同じでないことに留意する。

登録後3年間の収支計画等

会社名:

科目	〇〇年〇〇月期 (実績)	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期
受入手数料(注2)				
委託手数料				
引受け・売出し手数料				
募集・売出しの取扱手数料				
その他の受入手数料				
トレーディング損益(注2)				
金融収益				
その他の営業収益(注2)				
営業収益				
金融費用(注2)				
純営業収益				
販売費・一般管理費				
取引関係費				
人件費				
不動産関係費				
事務費				
減価償却費				
租税公課				
その他(注2)				
営業損益				
営業外損益				
経常損益				
特別損益				
税引前当期純損益				
当期純損益				
純財産額				

(注1) 単位未満は切り捨てて表示すること。
(注2) 実態に合わせてさらに内訳を記載すること。

自己資本規制比率の推移

会社名 〇〇〇〇株式会社
(単位:百万円(注1))

基本的项目	〇〇年〇〇月期 (実績)	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期
(A)				
(B)				
その他の有価証券評価差額金(評価益)				
金融商品取引責任準備金等				
一般貸倒引当金				
長期劣後債務				
短期劣後債務				
(C)				
控除資産				
固定化されていない自己資本(A)+(B)-(C)(D)				
(E)				
リスク相当額				
市場リスク相当額				
取引先リスク相当額				
基礎的リスク相当額				
自己資本規制比率(D)/(E)×100(%) (注2)				

(注1) 単位未満は切り捨てて表示すること。
(注2) 小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記入すること。

※ 平成26年3月11日時点で既に商品先物取引業者であった者で、かつ、第一種金融商品取引業のうちの商品関連市場デリバティブ取引のみを行おうとする者にあつては、控除資産については、特例措置(金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平26内閣令11)第4条)により、商品先物取引法に基づき純資産額規制比率と同じ計算方法で算出することができる。
ただし、控除資産以外(リスク相当額など)については、金融商品取引法の規定に従って計算する必要がある。このため、純資産額規制比率の計算方法と全く同じでないことに留意する。

総合取引所に関する説明会

2019年8月5日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

目次



	大項目	中項目	説明者	スライド番号
1	日証協の加入手続きについて	①加入フロー(提出書類含む) ※特定業務会員としての加入を前提に ②加入に係る費用 ③Sinet接続について	総務部	2~12
2	外務員資格について	外務員資格の要件について	資格管理部	13・14
3	内部管理責任者・営業責任者について	内部管理責任者等の配置についての考え方について	規律審査部	15・16
4	自主規制規則について	自主規制規則の内容の方針について	自主規制企画部	4
5	その他	①日本投資者保護基金への加入について ②指定紛争解決機関との契約締結義務について	総務部	17~19

1. 本協会の今後の対応①

基本的な方針(2014年11月の理事会で了承された特別委員会報告書に基づく方針)

新たに金融商品取引法の下で行われる商品デリバティブ取引の取次ぎについて、定款を改正して本協会の業務の対象にするとともに、それを専門に行う者につき、新たに「特定業務会員」として位置付ける。

また、特定業務会員は、本協会の自主規制機能のみに参画することとし、既存の協会員も含めて必要な自主規制の枠組みを整備する。

(新たな「特定業務会員」としての位置付け)

協会の種類	会員	特別会員	特定業務会員		今回対応
金商業登録	第一種金商業	登録金融機関業務		第一種金商業	
業者	証券会社	銀行等	株式投資型クラウドファンディング業者	電子取引基盤運営業者	商品デリバティブ取引の取次ぎ 専門業者
証券戦略	○	—	—	—	—
金融・証券教育	○	○	—	—	—
自主規制	○	○	○	○	○

(※)本資料において、「商品デリバティブ取引の取次ぎ」とは、総合取引所において取引される商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等(同取引の媒介、取次ぎ若しくは代理、又は同取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理)をいう。

2. 本協会の今後の対応②

1. 定款の一部改正について

- 本協会の自主規制の対象に商品デリバティブ取引の取次ぎを加えるとともに、「特定業務会員」の対象となる業務に、同業務を加えるなどの改正を行う。

2. 商品デリバティブ取引の取次ぎのみを行う業者(商品専門業者)に係る会費等について

- 商品専門業者の負担が全体として余り増加しないようにすることを念頭に適切な水準を検討する。

3. 本協会の入会手続き

- 商品専門業者が総合取引所での取引を円滑に開始できるよう、行政当局とも連携し、迅速に特定業務会員としての入会手続き(入会審査)を実施する。

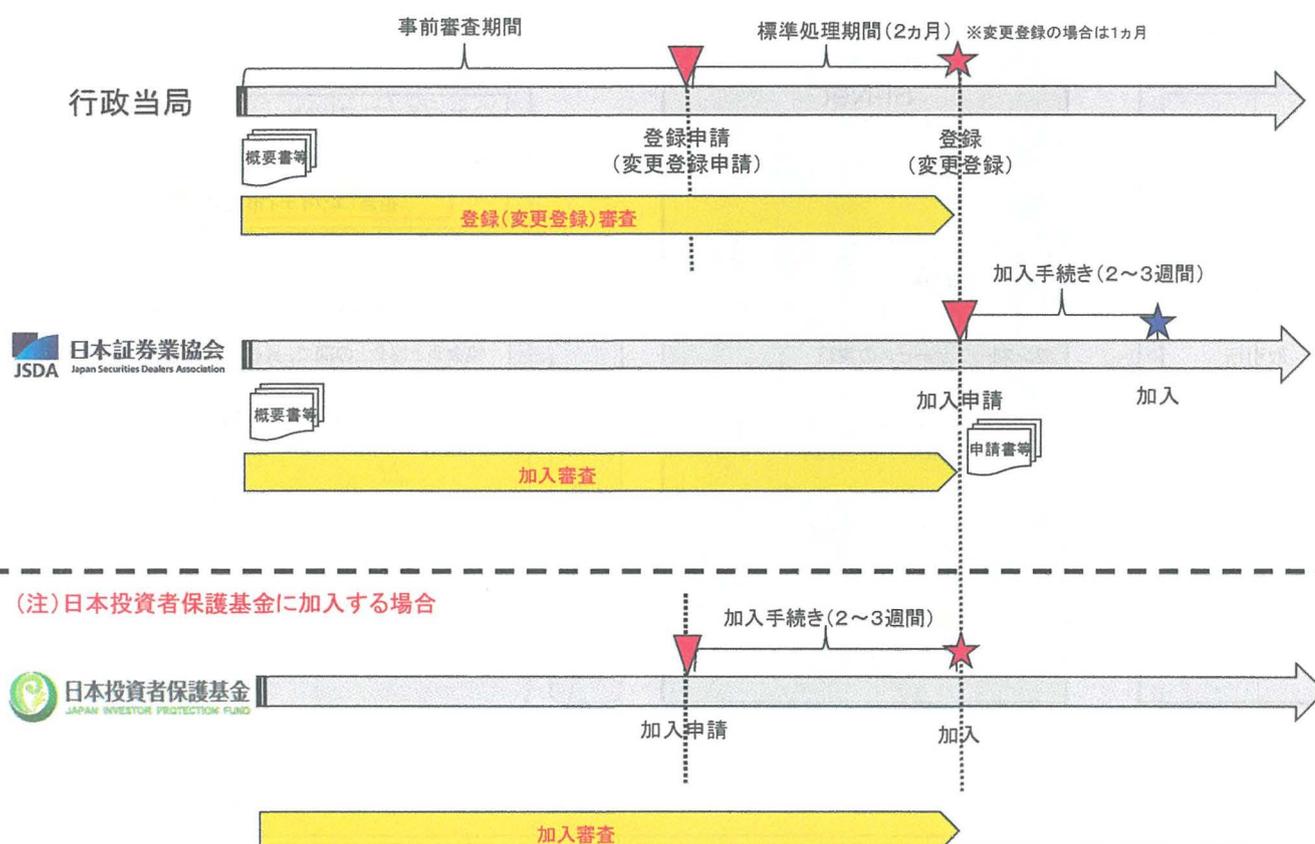
4. 自主規制の枠組みの整備

- 基本的には、既存の市場デリバティブ取引の取次ぎに係る自主規制を適用する。ただし、商品専門業者の業務の特性等に照らした取扱いや総合取引所への円滑な移行の観点から、一定の経過措置を検討する。

3. 自主規制の枠組みの整備に係る具体的検討項目

- ① 行為規制・顧客管理体制の整備など
 - ・ 取引開始基準の策定・遵守、注意喚起文書の交付・説明、確認書の徴求、節度ある利用など
 - ※ 一部、特定業務会員の業務の特性等に照らした取扱いも検討する。
 - ② 内部管理責任者の配置など
 - ・ 営業責任者・内部管理責任者の配置・要件など
 - ※ 一部、特定業務会員の業務の特性等に照らした取扱いも検討する。
 - ③ 外務員等の資格
 - ・ 会員、特別会員及び特定業務会員の外務員、営業責任者、内部管理責任者の資格要件など
 - ・ 既存の商先業者の役職員のうち、商品先物取引に係る資格(商先協の資格)の有資格者については、日証協の試験合格を要件としないなど経過措置を設けることも考えられる。
 - ④ 分別管理
 - ・ 商品デリバティブ取引に係る分別管理監査の在り方など
 - ⑤ その他
 - ・ 監査・モニタリング、研修、苦情・相談 など
- (注) 既存の商先業者に認められている経過措置(自己資本規制比率、委託者保護基金の利用と商先法基準での区分管理等)を投資者に周知することも検討する。

4. 特定業務会員の加入手続き



〔入会申請書関係〕

1. 入会申請書

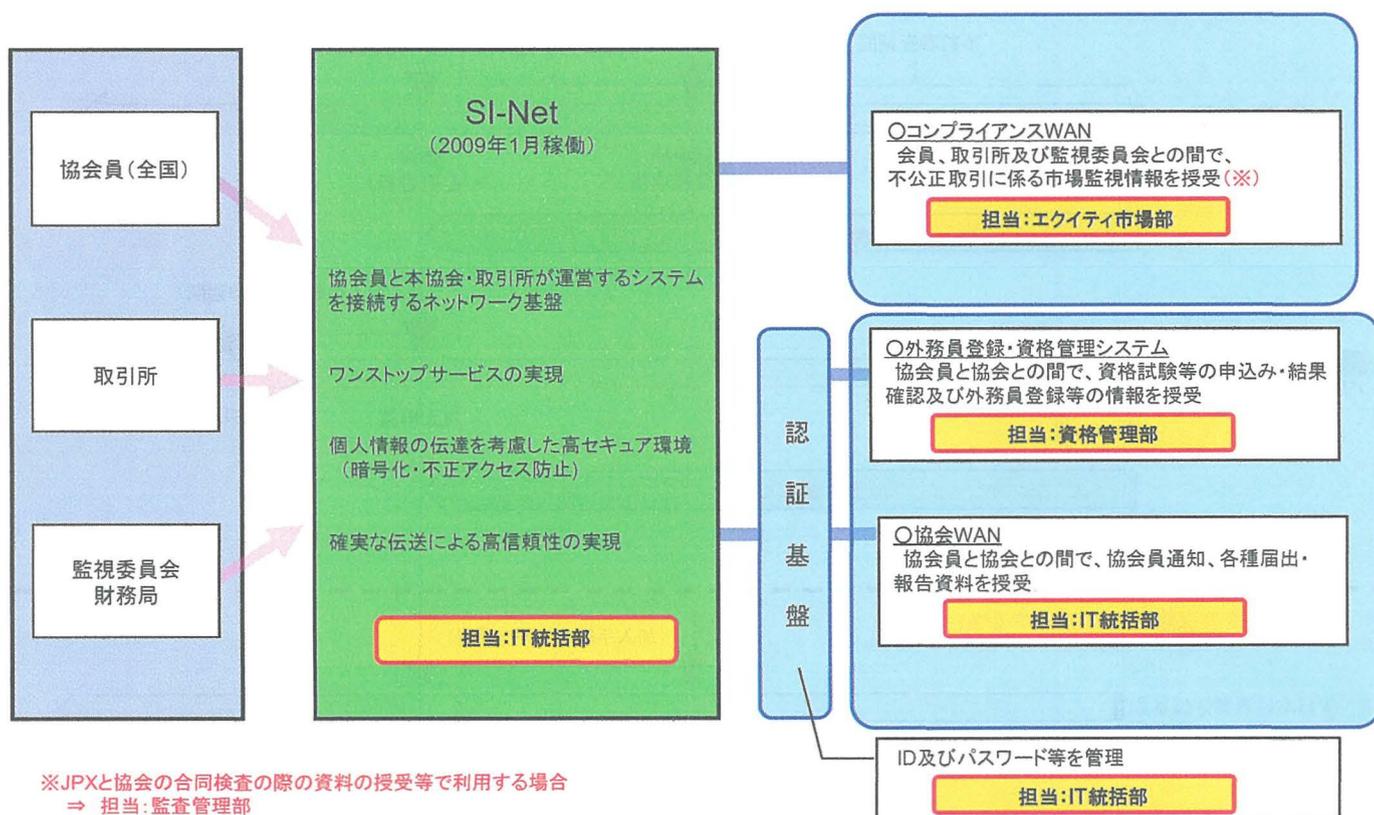
2. 入会申請書の添付書類（定款の施行に関する規則第8条）

- (1) 金融商品取引業の登録申請書の写し及びその添付書類の写し並びに当該登録を証する書面の写し
- (2) 金商法第35条第3項の規定に基づく届出書の写し(その他業務の届出をしている場合)
- (3) 金商法第35条第4項の規定に基づく承認申請書の写し及びその添付書類の写し並びに当該承認を証する書面の写し(その他業務の承認を受けている場合)
- (4) 定款第23条第1号の規定に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面
- (5) 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書
- (6) 倫理コード
- (7) その他本協会が必要と認める資料(本協会よりその他の資料の提出を求められた場合)

3. 誓約書

4. 会員代表者及び同代理人の履歴書

5. SI-Netに接続するシステムと各種申請について(特定業務会員)



OBCP WEB

証券市場のBCP対応時に用いる情報取得ツール。

担当:BCP対策室

本協会連絡先一覧

○本協会担当部署連絡先一覧

総務部 : 03-6665-6800

IT統括部 : 03-6665-6757

資格管理部 : 03-6665-6779

自主規制企画部 : 03-6665-6769

監査管理部 : 03-6665-6776

BCP対策室 : 03-5205-8930

【参考】SI-Netに係る費用の概算



1. 初期費用

回線敷設	NTT-Com	KDDI
光 5M	54,000	27,540
光 3M	54,000	27,540
光 2M	54,000	27,540
光 1M	51,840	27,540
光ベストエフォート	84,780	—
メタル 128k	74,412	62,964

機器関連	費用
利用者拠点ルータ購入費	140,400
利用者拠点L2スイッチ購入費	140,400
利用者拠点ルータ新設工事費	34,560
利用者拠点L2スイッチ新設工事費	17,280

2. 月額費用

回線利用	NTT-Com	KDDI
光 5M	92,556	92,556
光 3M	68,796	68,796
光 2M	54,432	62,100
光 1M	33,156	56,484
光ベストエフォート	17,172	—
メタル 128k	51,840	54,000

機器保守	月額費用
利用者拠点ルータ保守料	1,296
利用者拠点L2スイッチ保守料	864

単位：円（消費税込み）

【注意事項】

- ・各種料金につきましてはSI-Net利用の手引きからの抜粋となっております。今後、利用の手引きは事前の予告なく変更されることがありますのでご了承ください。
- ・工事費用については休日工事等の場合、割増し料金が発生します。
- ・回線設置先ビルによっては、上記費用以外に利用者にて手配、支払する必要のある付帯工事が発生する場合があります。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 10

【参考】費用算定例



1. シングル構成(NTT - com・光1M回線)の場合

【初期費用】

品目	費用
利用者拠点ルータ購入費	140,400
利用者拠点L2スイッチ購入費	140,400
利用者拠点ルータ新設工事費	34,560
利用者拠点L2スイッチ新設工事費	17,280
回線敷設費	51,840
合計	384,480

【月額費用】

品目	月額費用	年額費用
利用者拠点ルータ保守料	1,296	15,552
利用者拠点L2スイッチ保守料	864	10,368
回線利用費	33,156	397,872
合計	35,316	423,792

2. 冗長構成(KDDI・光1M回線+NTT - com・光ベストエフォート)の場合

【初期費用】

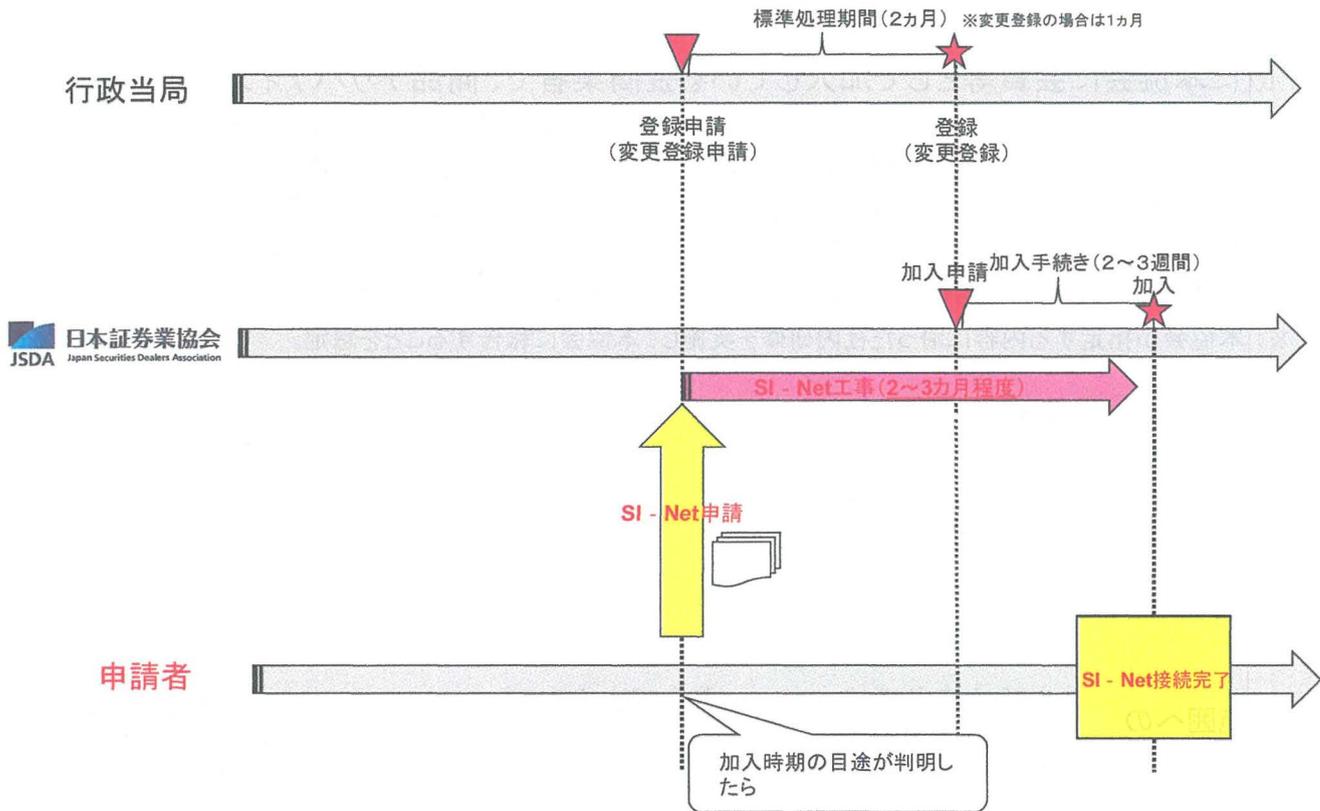
品目	費用
利用者拠点ルータ購入費(2台)	280,800
利用者拠点L2スイッチ購入費(2台)	280,800
利用者拠点ルータ新設工事費	69,120
利用者拠点L2スイッチ新設工事費	34,560
回線敷設費(NTT-Com+KDDI)	112,320
合計	777,600

【月額費用】

品目	月額費用	年額費用
利用者拠点ルータ保守料(2台)	2,592	31,104
利用者拠点L2スイッチ保守料(2台)	1,728	20,736
回線利用費(NTT-Com+KDDI)	73,656	883,872
合計	77,976	935,712

単位：円（消費税込み）

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 11



外務員等の資格に係る検討の方向性①

● 外務員の資格要件(その1)

⇒ 商先法のもとで業務を行ってきた商先專業業者(特定業務会員)の役職員については、当分の間、

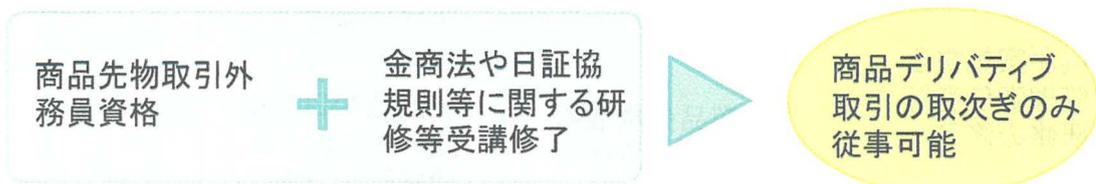
- ① 商品先物取引外務員資格の保有(※1)、及び
- ② 金商法や日証協規則等一定の知識習得のための研修等(※2)の受講修了記録の確認をもって、商品デリバティブ取引の取次ぎを取り扱うための資格を付与する方向で検討する。(※3)

(※1) 商先法上の登録取消し又は職務停止、商先協規則上の二級不都合行為者の取扱い又は職務禁止措置を受け、外務行為が禁止されている期間中の者を除く。

(※2) 研修については、本協会が指定する内容の研修を、商先協と連携し、実施する予定。

(※3) 既に本協会に会員等として加入している金商業業者で、商品デリバティブ取引の取次ぎのみに従事する役職員(一種・特別会員一種外務員資格の未取得者)がいる場合にも、同様の取扱いとする。

＜商先專業業者(特定業務会員)の役職員＞



● 外務員の資格要件(その2)

⇒ 既に本協会に会員等として加入している金商業者で、商品デリバティブ取引の取次ぎにも従事する役職員がいる場合には、本協会が付与する一種外務員資格、特別会員一種外務員資格を、商品デリバティブ取引の取次ぎを取り扱うための資格要件とし、これらの資格試験の対象範囲に商品デリバティブ取引の取次ぎが追加される以前の資格を保有する者については、当該取引等に関する一定の知識習得のための研修等(※)の受講修了を追加の資格要件とする方向で検討する。

(※) 本協会が指定する内容に沿った社内研修を実施し、本協会に報告することを想定。

<日証協の会員等の役職員>

試験範囲への追加以後

一種外務員資格、
特別会員一種外務員資格



商品デリバティブ取引の取次ぎにも従事可能

試験範囲への追加前

一種外務員資格、
特別会員一種外務員資格



商品デリバティブ取引に関する研修等受講修了



商品デリバティブ取引の取次ぎにも従事可能

7. 内部管理責任者、営業責任者について

□ 内部管理責任者、営業責任者の任命、配置要件

⇒ 現在保有している資格等を活かせるように、

- ① 日証協又は商先協の内部管理責任者等の資格を保有、及び
- ② 以下のいずれかの要件を具備すること

をもって、本協会における商品デリバティブ取引の取次ぎに係る営業単位の内部管理責任者等として任命し、配置できるよう検討する予定。

<以下のいずれか>

日証協の内部管理責任者資格試験等の合格

又は

商先協が実施する内部管理責任者等資格研修の修了



商品デリバティブ取引が試験の出題範囲に追加された後の一種外務員資格、特別会員一種外務員資格

一種外務員資格、特別会員一種外務員資格



商品デリバティブ取引に関する研修受講修了

商品先物取引外務員資格



金商法や日証協規則等に関する研修等受講修了

商品デリバティブ取引の取次ぎに係る営業単位の配置可能

「協会の内部管理責任者等に関する規則」

(内部管理部門の管理職者等の資格取得)※

第7条第1項

協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者(所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者)でなければ、その職務を行わせてはならない。

(※)第7条については、今後、特例等を設けることを検討する予定。

(営業責任者の配置)

第10条第1項

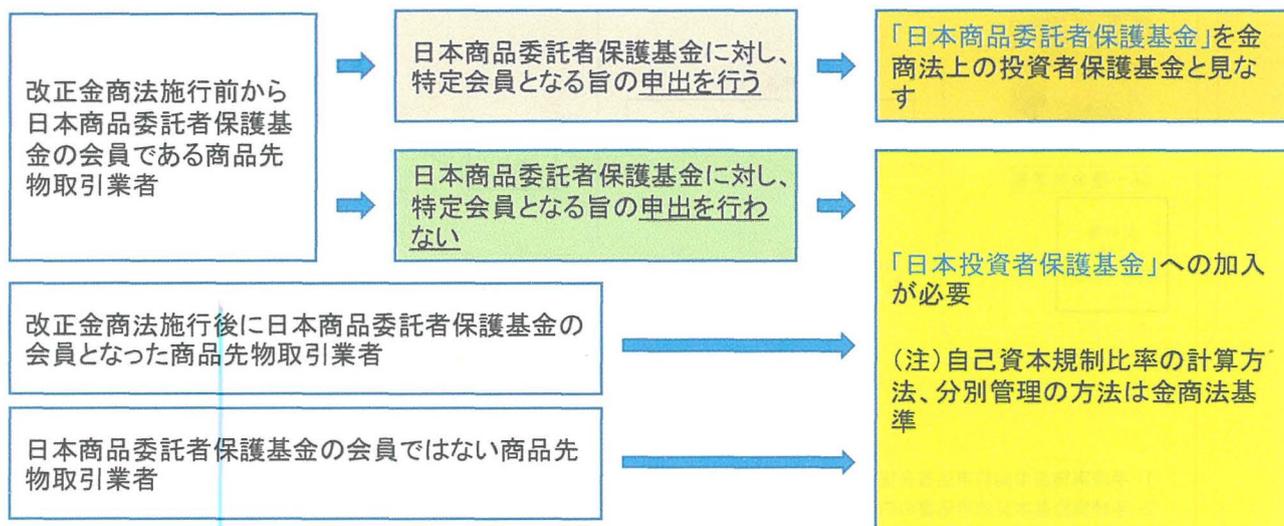
協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、その他の営業所又は事務所(本店、その他の営業所又は事務所における部署を含む。)について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置しなければならない。

(内部管理責任者の配置)

第13条第1項

協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、その他の営業所又は事務所(本店、その他の営業所又は事務所における部署を含む。)について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位ごとに内部管理業務の管理職者を内部管理責任者に任命し、配置しなければならない。

8. 投資者保護基金への加入義務について



日本投資者保護基金への加入申請は、当局に対する登録又は変更登録の申請と同時にしなければならない(金融商品取引法第79条の27)。
 ⇒当局に対し登録申請の相談を始める際には、日本投資者保護基金にも併せて相談して頂きたい。

9. 指定紛争解決機関との契約締結義務について

【ポイント】

第一種金融商品取引業の登録を受けた金融商品取引業者は、金商法第37条の7第1項第1号イの規定により、指定紛争解決機関^{注1}である証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）との間で、特定第一種金融商品取引業務^{注2}に係る手続実施基本契約^{注3}を締結する措置を講じなければならないこととされております。

注1) 金商法第156条の38第1項に規定する指定紛争解決機関をいいます。

FINMACは、金融庁長官から特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関の指定を受けています。

注2) 金融商品取引業者が行う金商法第28条第1項各号に掲げる行為に係る業務及び第35条第1項の規定により行う業務並びに当該金融商品取引業者のために金融商品仲介業者が行う金商法第2条第11項第1号から第3号までに掲げる行為に係る業務をいいます。

注3) 金商法第156条の38第13項に規定する手続実施基本契約をいいます。

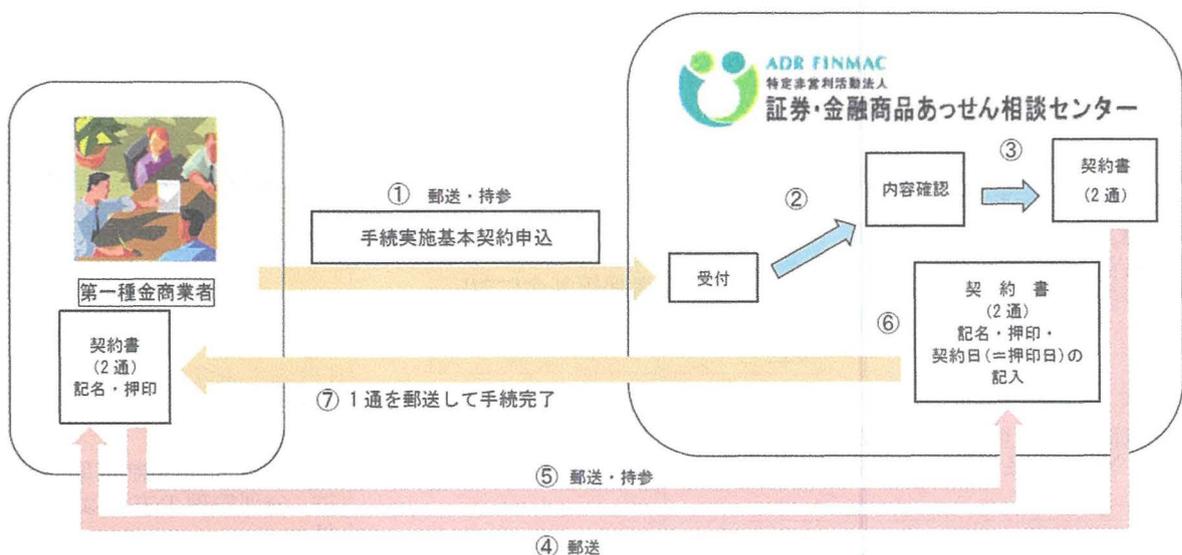
第一種金融商品取引業者がFINMACとの間で手続実施基本契約を締結しようとする場合は、FINMACの「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の定めにより、**必要な手続きがあります。**

⇒ 必要な手続きをご案内いたしますので、当局への登録申請手続きと併せて、FINMACにもご相談ください。

作成：証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

18

手続実施基本契約締結の事務フロー



- ① 手続実施基本契約申込書を提出（郵送又は持参）していただきます。
- ② 手続実施基本契約申込書の内容確認を行います。
- ③ 手続実施基本契約書2通を作成いたします。
- ④ 手続実施基本契約書2通を送付（郵送）いたします。
- ⑤ 内容をご確認いただき、手続実施基本契約書2通に記名・押印して、返送（郵送又は持参）願います。
- ⑥ 当センターにて、手続実施基本契約書2通に記名・押印・契約日を記入いたします。
- ⑦ 当センターから手続実施基本契約書1通を送付（郵送）いたします。

作成：証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

19

- 加入手続きについて……………総務部(03-6665-6800)
- 外務員資格について……………資格管理部(03-6665-6779)
- 内部管理責任者・営業責任者について…規律審査部(03-6665-6778)
- 自主規制規則について……………自主規制企画部(03-6665-6769)
- 日本投資者保護基金関係……………日本投資者保護基金(03-3667-9670)
- 手続実施基本契約関係……………証券・金融商品あっせん相談センター
(FINMAC) (03-3667-8016)



コンプライアンスWANについて

日本取引所自主規制法人 売買審査部
東京証券取引所 IT開発部情報システム担当



© 2019 Japan Exchange Group, Inc.

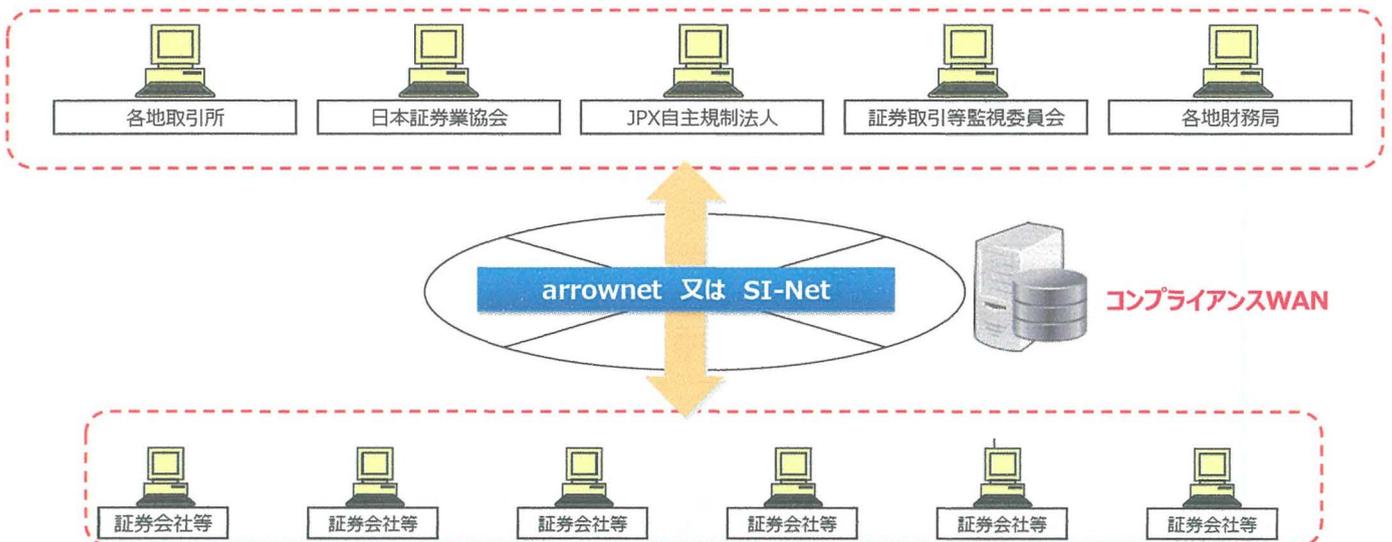
コンプライアンスWANについて



コンプライアンスWAN

- **当局**（証券取引等監視委員会及び各地財務局）、**自主規制機関**（日本取引所自主規制法人、日本証券業協会及び各地取引所）と**市場参加者**（証券会社等）との間を**セキュアな共通のネットワーク網**※1で結ぶネットワークシステム
- このネットワーク網を利用し、**各証券会社等と当局及び自主規制機関の間**で、売買審査上必要な資料を授受するシステム

※1 ネットワーク網については、東京証券取引所が運営する「**arrownet**」、または日本証券業協会が運営する「**証券共同ネットワーク(SI-Net)**」を利用します。



© 2019 Japan Exchange Group, Inc.

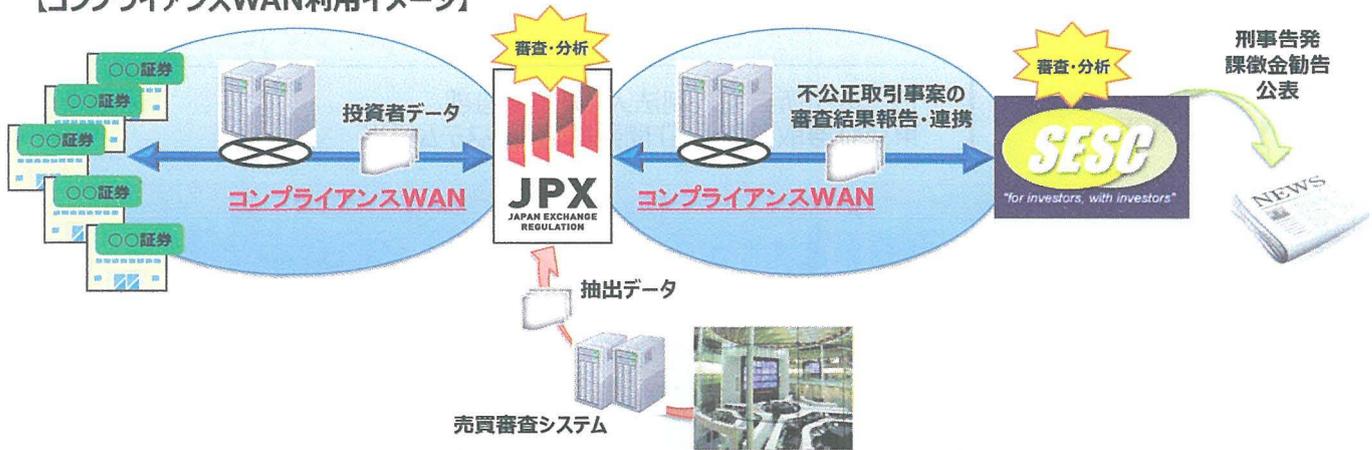
コンプライアンスWANの役割

- 投資者属性に関わる**個人情報を含んだ機密性が非常に高いデータ**等をセキュアなシステム環境下で送受信可能
- **大量・大容量の取引データ**を、多数の証券会社等と当局・自主規制機関の間で、**短時間に送受信可能**
- 当局、各自主規制機関、証券会社等の間で**連絡先や連絡方法を個別に把握する必要なし**

業界が一体となってコンプライアンスWANを活用した不正取引の監視・確認を行うことで、今日の刑事告発・課徴金勧告事案の摘発につながっています

※コンプライアンスWANは、売買審査に関するデータだけでなく、審査の際の取引参加者に関するデータ授受にも活用されています

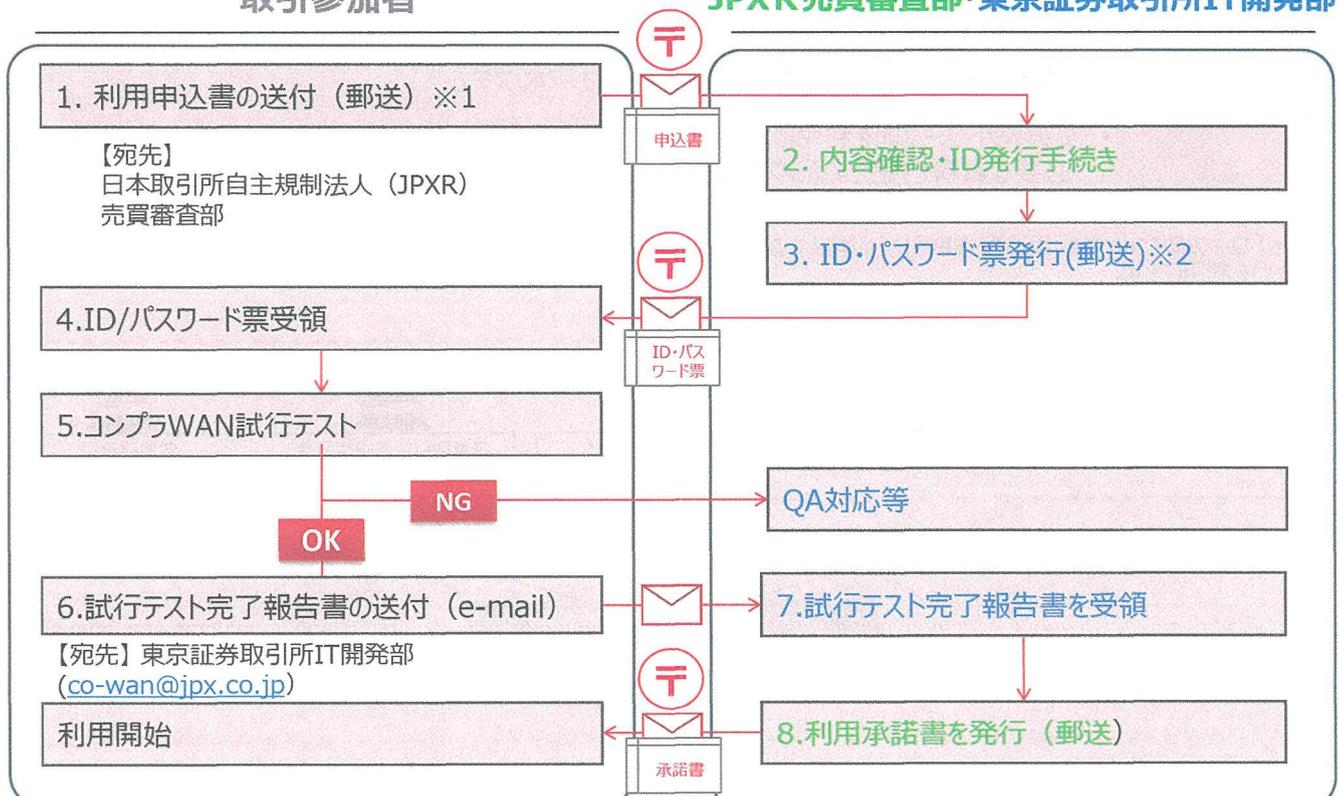
【コンプライアンスWAN利用イメージ】



(ご参考) コンプライアンスWANの利用・申請方法

取引参加者

JPXR 売買審査部・東京証券取引所IT開発部



※1. コンプライアンスWANの利用にあたっては日本取引所自主規制法人売買審査部（050-3377-7447）までお問合せ下さい。
 ※2. ID・パスワード票、ファーストステップガイド、試行テスト実施手順、試行テスト完了報告書（様式）をお送りします。